

農 業 だ よ り

令和6年度 農地利用効率化等支援交付金の要望調査を実施します

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設などの導入を支援します。取り組み内容がポイント化され、上位から事業採択されます。

対象者

地域計画における目標地図に位置付けられることが確実な者

※要望調査時点では「実質化された人・農地プラン」に位置付けられた者を中心に、認定農業者・認定就農者・集落営農組織などが対象となり得ます。

※過去に本事業および類似事業（経営体育成支援事業等）を実施した方は、原則として当該事業の成果目標の達成が確認されている場合に対象となります。ただし、目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械などの導入により、過去目標項目の目標値を上回ることが確実であると認められる場合は、この限りではあません。

対象事業

- 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始もしくは改善に必要な機械などの改良または取得
- 農地などの改良または造成

補助要件

- 融資を受けて機械などの導入を行うこと
- 令和6年度中に事業が完了すること
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 導入する機械などは、耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること（中古の場合は使用可能と認められる年数が2年以上であること）
- 運搬用トラック・パソコン・倉庫など、農業経営以外の用途にも使えるような、汎用性の高いものではないこと
- 助成対象者の成果目標に直結するものであり、かつ、既存の機械などの単なる更新を行うものではないこと
- 令和8年度までに後述の成果目標を達成すること

補助率

事業費の10分の3以内

補助上限額

300万円

補助金額の算出方法

次の①～③の方法で算定した額のうち、最も低い額が補助されます。

①：[事業費（見積額など）]×[10分の3]

②：機械などの導入に当たり融資を受ける額

③：[事業費]－[融資額]－[地方公共団体などによる助成額]

成果目標

次の項目について、令和5年度を現状とし、令和6年度から令和8年度までの目標を年度ごとに設定していただきます。成果目標の設定や達成状況の確認時には、現状値や達成状況を「客観的に確認できる資料」を提出する必要があります。以下、目標の概要とあわせて【確認資料】として代表的なものを列挙しますので、ご確認ください。

必須目標 - 付加価値額の拡大

付加価値額は、[収入総額]－[費用総額]＋[人件費]で算出します。

【確認資料】個人の場合は「令和5年分の所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書」「収支内訳書（農業所得用）」、法人の場合は「損益計算書」「製造原価報告書」「販売費及び一般管理費内訳書」など

選択目標

次の3項目から、1つ以上の目標を設定します。
※選択目標の目標設定は必須ですが、ポイント化はされません。

- ☐ 農産物の価値向上
- ☐ 単位面積あたりの収量の増加
- ☐ 経営コストの縮減

事業関連取組目標

- ☐ 経営面積の拡大

利用権の設定（農地の貸借）や農作業の受託をして、令和6年1月28日時点での経営面積から拡大を行う。

【**確認資料**】 利用権の設定による拡大の場合は、市農業委員会が管理する「農地台帳」や、春に提出いただく「水稻生産実施計画及び営農計画(兼確認野帳・助成金申請書)兼水稻共済細目等変更届出書」(いわゆる細目書)で確認しますので、確認資料の提出は不要です。農作業受託による拡大の場合は、農作業受託契約書などが必要です。

□ 労働時間の短縮

令和8年度までに、栽培技術などの改善、作業の効率化などにより、農作業の一部または全部の労働時間の削減に取り組む。

【**確認資料**】 作業日報、営農計画書(農作業時間削減計画書)

□ 経営管理の高度化

ア. 令和6年1月28日時点で、農業経営の法人化をしている、または令和8年度までに法人化する。

【**確認書類**】 法人登記簿、法人化計画書(令和8年度までに法人化する場合に提出必須) など

イ. 令和6年1月28日時点で、GLOBALG.A.P.またはASIAGAPの認証を取得している。

【**確認書類**】 認証を証する書類 など

ウ. 令和6年1月28日時点で、農業版BCP(事業継続計画)を策定している。

【**確認書類**】 農業版BCP(事業継続計画) など

エ. 令和6年1月28日時点で、青色申告を行っている、または令和8年度までに行う。

【**確認資料**】 青色申告を証する書類 など

オ. 令和6年1月28日時点で、有機JASの認証を受けている、または令和8年度までに認証を受けている面積を拡大する(新規で認証を受ける場合も含む)

【**確認書類**】 有機JASの認証を証する書類 など

□ 新規就農

平成31年4月1日以降、令和7年3月31日までに就農した(する)認定就農者

【**確認書類**】 認定就農計画書、就農時期を証する書類 など

□ 農業者の育成

令和5年1月31日から令和6年1月28日の間に、就農に向けて必要な技術などを習得できる期間、農業研修生を受け入れた。(国内で農業を生業とする予定の者の受け入れに限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く)

【**確認書類**】 研修生受け入れを証する書類(雇用契約書など) など

□ 女性の取り組み

次のア～ウのいずれかに該当する取り組み

ア. 女性農業者(自らが経営を行っているまたは部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る)

イ. 代表者が女性であるまたは役員もしくは構成員の

うち女性が過半を占める法人または任意組織

ウ. 法人または任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者

【**確認書類**】 履歴事項全部証明書、損益計算書(区分経理が分かる資料) など

□ 輸出事業計画との連携

令和6年1月28日時点で、助成対象者または助成対象者が所属する団体などが策定した輸出事業計画の認定がされており、導入する機械などがその計画の取り組み内容に関連するものであるもの

【**確認書類**】 認定を受けた輸出事業計画

優先枠

■ スマート農業優先枠

■ グリーン化優先枠

■ 集約型農業経営優先枠

申込方法

まずはお電話にて市農林課までご連絡ください。お電話でのヒアリングにより本交付金の申請要件に該当すると判断された方は、日程調整をさせていただきますので、次の必要書類を持参の上、市農林課窓口までお越しください。

■ 本交付金を活用し導入する意向がある機械などの見積書とカタログ(ハウスなどの場合は設計図など、仕様が分かる資料)

■ 設定する成果目標の現状値が確認できる【**確認書類**】

■ 消費税の申告をしている方は、「本則(一般)申告」か「簡易申告」かが判別できる書類

また、農林課窓口にお越しの際に、次の点についても聞き取りを行います。要望時点での見込みでも構いませんので、ご一考ください。

■ 加入予定の農機具共済などの「加入保険名称」「加入時期」「加入期間」

■ 活用予定の融資の「金融機関名」「融資名」「融資金額」「償還年数」「借入予定年月日」

書類提出期限

令和6年2月19日(月)

※市から県最上総合支庁への調書の提出期限が2月22日(木)である関係上、大変急を要する期限設定となり申し訳ございません。

その他

今回の要望調査は、政府の令和6年度当初予算に基づいて実施するものであるため、当初予算の成立後、その内容に応じて、内容等の変更があり得ることにご留意願います。